議案第２４号

白岩・作原辺地総合整備計画の変更について

白岩・作原辺地総合整備計画を次のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第３条第８項において準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求めます。

令和３年２月１９日提出

佐野市長　岡　部　正　英

白岩・作原辺地総合整備計画書

栃木県佐野市　白岩・作原辺地

（辺地の人口　（変更前）４７１人
（変更後）４４９人　　面積　４０．７ｋ㎡）

１　辺地の概況

（１）　辺地を構成する町又は字の名称　栃木県佐野市白岩町及び作原町

（２）　地域の中心の位置　栃木県佐野市白岩町６４番地６

（３）　辺地度点数　（変更前）１０８点
（変更後）１７９点

２　公共的施設の整備を必要とする事情

白岩・作原地区は、本市の中心地から約２０㎞北方に位置し、農林業を主要産業とする自然豊かな山間地帯である。森林資源に恵まれており、村づくり団体による地域おこしの取組が活発に行われているが、若年層の市街地への流出に歯止めがかからず、過疎・高齢化が問題となっている。

森林整備や林業経営に必需道である林道作原沢入線、小戸線及び西沢線は生活道としても利用されているが、開通から年数が経過し、特に各線に架かる橋りょうは老朽化や崩落等により通行に支障を来すおそれがあるため、道路・橋りょう改修工事を実施し、地域住民の安全を確保するほか、地域の活性化に資するため、産業の振興を図る必要がある。

また、医療に関しては、高齢化に伴い当地域内の野上診療所を利用する患者数も多いことから、診療所の運営は必要不可欠であるが、当該診療所

においては、従来からの医療用コンピュータを使用しており、カルテを手書きで作成し、処方箋については手入力を行うなど、医師の負担や患者の待ち時間が増加している。そのため、国の進める電子カルテを導入し、医師の負担を軽減するとともに、地域医療の充実を図る必要がある。

３　公共的施設の整備計画

令和２年度から令和６年度　　５年間

（単位：千円）

区分 / 事業主体名 / 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
野上診療所	佐野市	4,200	2,100	2,100	1,000
林道作原沢入線	佐野市	(50,200) 86,630	(25,100) 43,315	(25,100) 43,315	(25,000) 43,200
林道小戸線	佐野市	(15,600) 53,472	(7,800) 12,300	(7,800) 41,172	(7,800) 41,100
林道西沢線	佐野市	(7,600) 26,870	(3,800) 8,061	(3,800) 18,809	(3,800) 18,800
合　　計		(77,600) 171,172	(38,800) 65,776	(38,800) 105,396	(37,600) 104,100

上段括弧書き…変更前の計画額　下段…変更後の計画額

理　由

白岩・作原辺地総合整備計画を変更したいので提案するものです。

参　考

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律抜粋

（総合整備計画の策定等）

第３条　この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

２　総合整備計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　整備しようとする公共的施設

（２）　整備の方法

（３）　整備に要する経費とその財源内訳

３　総合整備計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

（１）　整備を必要とする辺地の事情

（２）　その他総務省令で定める事項

４　…省　略…

５　市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

６・７　…省　略…

８　前各項の規定は、第５項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。